

## 香川県条例第16号

香川県税条例の一部を改正する条例

香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(徴収金の <u>納付</u> 又は <u>納入</u> ) 第10条 略  <u>2 納税者又は特別徴収義務者は、その納付し、又は納入すべき徴収金を指定納付受託者に委託して納付し、又は納入することができる。</u>	(徴収金の <u>納付先</u> 又は <u>納入先</u> ) 第10条 納税者又は特別徴収義務者は、その納付し、又は納入すべき徴収金を指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により徴収金の収納の事務の委託を受けた者（以下「収納事務受託者」という。）又は地方税共同機構に払い込まなければならない。ただし、県が課する固定資産税以外の税目に係る徴収金にあっては県税事務所の税務出納員（県税に関する収入事務を取り扱わせるため、規則で定めるところにより設置する出納員をいう。以下この条において同じ。）に、県が課する固定資産税に係る徴収金にあっては総務部税務課の税務出納員に納付し、又は納入することを妨げない。
(免税軽油の引取り) 第81条 略  <u>2 前項ただし書の場合において、免税軽油使用者は、免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行うときは、その免税証に<u>氏名又は名称</u>を記載しなければならない。</u>	(免税軽油の引取り) 第81条 免税軽油使用者は、法第144条の21第1項の免税証に記載された販売業者から免税軽油の引取りを行うものとする。ただし、免税軽油使用者がその販売業者の事務所又は事業所以外の地において軽油の引取りを行う必要が生じたことその他やむを得ない理由がある場合においては、他の販売業者から免税軽油の引取りを行うことができる。 2 前項ただし書の場合において、免税軽油使用者は、免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行うときは、その免税証に記名捺印しなければならない。

### 附・則

この条例中第81条の改正規定は公布の日から、第10条の改正規定は令和4年1月4日から施行する。